

第2期芦屋市教育振興基本計画

(平成28年度～平成32年度)

素案

濃い網掛け→第3回策定委員会の委員意見による修正箇所

薄い網掛け→事務局修正箇所

芦 屋 市

平成27年11月

目次

第1章	計画の策定に当たって
1	計画策定の趣旨及び位置付け
2	計画の期間及び施策の推進
第2章	第1期計画の取組と課題 芦屋の教育の成果と課題
第3章	芦屋の教育のめざす姿
1	めざす人間像と培うべき力
2	芦屋の教育がめざす子ども像
3	教育施策の基本目標
4	教育施策の体系
第4章	今後5年間に取り組むべき施策と目標
重点目標1	自らの未来を切り拓く「生きる力」の育成
重点目標2	命と人権を大切にする教育の充実
重点目標3	子どもたちの学びを支える環境の整備
重点目標4	読書のまちづくりの推進
重点目標5	多様な学びのできる生涯学習社会の構築
※	学校園・家庭・地域の役割の例示（一覧表）

資料編

①	芦屋市の教育をめぐる状況
1	芦屋市の現状
2	学校教育の現状
3	社会教育・家庭教育に関する現状
②	計画策定の経過
③	要綱・委員名簿等
1	芦屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
2	芦屋市教育振興基本計画策定委員名簿
3	芦屋市教育振興基本計画策定本部設置要綱



第1章

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨及び位置付け

本市の第1期教育振興基本計画の策定以降、少子高齢化やグローバル化の一層の進展など、社会情勢が大きく変化していく中で、その時代を生きる子どもたちの学力や体力の向上、いじめ・不登校問題への対応、子育て・家庭教育支援等の様々な課題に対し、更なる取組が求められています。

その中で、平成25年6月には、国の第2期教育振興基本計画が策定され、「1 社会を生き抜く力の養成」「2 未来への飛躍を実現する人材の養成」「3 学びのセーフティネットの構築」「4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の4つの基本的方向性が掲げられました。

また、それを受けて兵庫県では、兵庫の教育を一層充実させるため、平成26年3月に「第2期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が策定されました。

本市では、これまで基礎的・基本的な知識、技能を確実に身に付け、自ら学び考え、心豊かにたくましく生きる力を「人間力」と捉え、その育成を最重要課題として取り組んできました。

各学校園においては、学力向上パワーアッププランや学力向上研究支援プラン、学習指導員の配置など「学力向上支援事業」を推進し、平成20年度からの「子ども読書のまちづくり」を契機機運として、子どもたちの確かな学力と豊かな心を育む取組を推進してきたところです。

また、生涯学習の分野では、平成21年3月に第2次芦屋市生涯学習推進基本構想を策定し「いつでも、どこでも、だれでも」学習できるよう生涯学習施策を推進してきました。

これからの変化の激しい時代を子どもたちが生きていくためには、自らの生き方を考える中で学びの意義を認識し、生涯学び続ける姿勢を身に付けることが重要です。その上で、学びの原動力や推進力となる夢や目標をもつこと、それを実現しようとする意欲・態度を身に付けること、様々な困難に直面しても主体的かつ的確に状況を判断し行動する力を身に付けることが不可欠になります。

そこで、本市では、第1期計画の取組と課題を踏まえつつ、国や県の新たな方向性を参酌した上で「第2期芦屋市教育振興基本計画」を策定し、重点的に取り組む中期的な考え方や具体的施策を示します。

2 計画の期間及び施策の推進

本計画の対象期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

この間の本市が取り組む教育施策の基本的な方向を示すとともに、学校園と行政はもとより、家庭や地域における取組の方向についても示し、これらに沿って平成 28 年度より順次、具体的施策を進めていきます。

計画の進捗状況については、教育委員会の事務の点検及び評価を用い、その取組の評価・検証を行い、より効率的で効果的な施策を総合的に推進していくこととします。

《大綱について》

平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、「地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」こととされました。

なお、本市においては、教育振興基本計画で掲げる教育の目標や施策の根本となる方針が大綱に位置付くものと考えられることから、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において、第 2 期芦屋市教育振興基本計画をもって大綱に代えることとしていましてと判断されています。



第2章

芦屋の教育の成果と課題

1 第1期計画の検証

(作成中)



第3章

芦屋の教育のめざす姿

第1期計画に引き続き、本計画によりめざす芦屋の教育を「信頼される学校園と成熟した家庭・地域ではぐくむ豊かな人間力」とし、21世紀に生きる子どもたちの育成に向け、地域と一体となって教育活動を進めます。

また、本市がめざすべき人間像と、こうした人間像を育むための基盤となる子ども像を引き続き、以下のとおり掲げます。

1 めざす人間像と培うべき力

(1) 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって 自らの夢や志の実現に向けて努力する人

【培うべき力】

- 幅広い知識や教養を身につけ、心身ともに健康で、豊かな情操や道徳心、命や人権を大切に
する態度を養うとともに、望ましい勤労観や職業観を育み、生涯にわたって個性や資質・能
力を磨き、夢と志をもって自らの未来を切り拓く力

(2) 社会の一員構成員として自覚と責任をもって主体的に行動し、 明日の芦屋の担い手となる人

【培うべき力】

- 思いやりや寛容の心をもって多様な人々と共生する態度を養うとともに、地域の中で支え合
い、地域に貢献しようとする意欲や態度を身につける。また、一人一人が社会を構成する一
員としての責任を自覚し、公共の精神や人権尊重の精神に基づき、よりよい社会づくりに向
けて主体的に行動する力

(3) 我が国の伝統と文化を基盤として、幅広い知識やコミュニケーション能力等世界 に通用する力を培い、高い志をもって国際社会に貢献できる人

【培うべき力】

- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重する態度を養う
とともに、幅広い知識、教養、柔軟な思考力に基づく判断力やコミュニケーション能力を培
うなど、国際文化住宅都市の芦屋市民として国際社会の平和や発展に貢献する力

現代社会においてこのような態度や力を育み、生涯にわたって学び続ける土台を培うことが、芦屋の教育に課せられた使命です。

2 芦屋の教育がめざす子ども像

めざす人間像を育むための基盤となる本市が育てたい子ども像を、芦屋で育てる“夢と志をもって自らの未来を切り拓く子どもの姿”とし、次の4つの子どもの姿として掲げます。

この中では、知・徳・体をバランスよく備えた子ども像に加えて、読書に積極的に取り組む子ども像を掲げています。読書は、想像力や考える習慣を身に付け、豊かな感性や情操、思いやりの心を育むなど、知・徳・体の全てに関わっており、これからの変化の激しい社会を生きる芦屋の子どもたちが、人生をより深く豊かに生きる力の育成に欠かせないものであると考えます。そこで、更なる「ブックワーム（本の虫）芦屋っ子」の育成に向けて、今後も引き続き、読書の取組を本市の教育活動の中核に位置付けていきます。

芦屋で育てる

“夢と志をもって自らの未来を切り拓く子どもの姿”

- 1 目標をもち、課題解決に向けて自ら考え、取り組む子ども
- 2 共に支えあい生きようとする心豊かな子ども
- 3 体力を向上させ、健康的に生きる自覚をもつ子ども
- 4 自ら本を手に取り、本が好きな子ども

社会においてこのような態度や力を養い育てるためには、学校園はもとより、家庭や地域も子どもたちの成長に関わる当事者として、それぞれが自覚と責任をもち、社会全体が子どもたちの教育に取り組んでいかなければなりません。本市においては、これまでも市民の参画と協働により地域の人々が教育に関わる機会の創出に努めてきましたが、更にそれぞれが連携を進めていくことが重要になります。

以上のような子どもを育てるために、学校園・家庭・地域及び行政がそれぞれに役割を担いながら、一体となって取り組みます。（参照 P.52）

3 教育施策の基本目標

芦屋の教育のめざす姿を実現するための今後5年間学校園・家庭・地域及び行政が取り組むべき教育施策の5つの重点目標と、それぞれについての基本施策を示します。

- 重点目標1 自らの未来を切り拓く「生きる力」の育成
- 重点目標2 命と人権を大切にす教育の充実
- 重点目標3 子どもたちの学びを支える環境の整備
- 重点目標4 読書のまちづくりの推進
- 重点目標5 多様な学びのできる生涯学習社会の構築

重点目標1 自らの未来を切り拓く「生きる力」の育成

本市の子どもの学力の状況については、全国学力・学習状況調査によると、国語、算数・数学ともに基礎的・基本的な知識・技能はおおむね身に付いており評価できる結果となっています。また、小・中学校ともに人数分布が上位層と下位層に分かれるような、いわゆる二極化の傾向は改善されてきています。

アンケート調査では、子どもたちの「自ら学び、考え、主体的に行動する力」「表現力やコミュニケーション能力」「生き方や進路について考える力」が課題であるとの意見もあることから、今後は、**学びの質や深まりを重視することが重要であり、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング）をより積極的に推進していく必要があります。**の実践・研究に取り組む中で、**文章を読み取る力や、論理的に考えそれを表現する力を身につけることが重要になります。**

子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能と主体的に学習に取り組む態度などを身につけるため、教育内容・方法の一層の充実を図り、特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成に取り組めます。

また、アンケート調査から、子どもの教育に感じることとして、「子どもの道徳心や規範意識などの低下」が最も高くなっています。

子どもたちの豊かな情操や規範意識、自尊感情、他者への思いやり、社会性、公共の精神などを育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動などの充実を図ります。

さらに、文部科学省の全国体力・運動能力調査では、小・中学生、男女とも、全国及び県平均を下回る状況が続いており、子どもたちの体力・運動能力の低下が危惧されます。このことから学校はもとより、地域においても、幼少期から子どもたちが運動・スポーツを楽しめる環境を整備し、日頃から子どもたちの外遊びを大切にするなど、体力の向上を図り、健康的に生きる子どもを育てるとともに、家庭と連携した食育や健康教育を推進します。

「豊かな心」の育成は、発達段階に応じた教育を行うことが重要であり、生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児期からの教育の充実が求められます。

また、子どもたちが将来の夢や志をもち、その実現に向けて努力できるよう、望ましい勤労観、職業観を育む教育や、情報化、国際化に対応した教育についても積極的に進めていく必要があります。特に、アンケート調査では、力を入れていくべき教育施策として、「外国語教育の充実」が全ての項目の中で最も高くなっています。グローバル化が進行する社会において、子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育むことはもとより、主体性や創造性、チャレンジ精神、リーダーシップ、異文化に対する理解とともに日本の文化や伝統を理解し尊重する心や態度を日本人としてのアイデンティティなどを培うことが重要です。

特別支援教育については、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障がいのある子どもたちに対して、一人一人の教育的ニーズを踏まえ、就学前から中学校卒業まで一貫した支援体制を構築し、教育的支援の充実に取り組みます。

<基本施策>

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 就学前教育の推進 | (2) 「確かな学力」の育成 |
| (3) 「豊かな心」の育成 | (4) 「健やかな体」の育成 |
| (5) 特別支援教育の推進 | |

重点目標２ 命と人権を大切にす教育の充実

本市では、阪神・淡路大震災の復興の過程の中で、「命の大切さ」を実感し、「助け合いの精神」を学ぶとともに、「困難や逆境に負けない強い心」を育む教育を推進してきました。引き続き震災の体験を語り継ぐとともに、子どもが自ら命を守り安全を確保することができる能力を培う取組を継続・充実することが必要です。

人権教育の推進に関しては、近年特に、スマートフォンなどを利用する子どもも増加しており、そこから「人権侵害」につながる可能性も高いことから、こうした目に見えにくい人権課題に対して、家庭や関係機関、専門家と連携した取組が必要になってきています。また、からだの性とこころの性の食い違いに悩みながら苦しんでいる子どもたちの課題等にも目を向け、理解を深める必要があります。さらに、子どもの命を傷つける「いじめ」については、市や各学校が定めた「いじめ防止基本方針」に基づいて、早期発見・早期対応の取組を組織的に進めるとともに、学校教育活動全体で行う人権教育の取組を一層充実させることが重要です。

また、生徒指導上の課題として、特に中学校で不登校傾向にある子どもが増加してきており、喫緊に取り組むべき課題となっています。さらに、同じく増加傾向にある外国にルーツをもつ子どもたちが、文化、生活習慣の違いなどから疎外感を感じたり、学校生活にうまく適応できないなどの問題があります。

そのため市民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を一層推進し、全ての人々の人権が尊重され、互いに共存する平和で豊かな共生社会を目指すことが求められています。

<基本施策>

- (1) 人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成
- (2) 子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実
- (3) 防災・安全教育の推進

重点目標3 子どもたちの学びを支える環境の整備

本市の特徴として、私立中学校を進学先に選択する家庭の割合が高いことがあげられます。こうした家庭が私立中学校を選択する理由には、中高一貫教育等、私立学校の特色ある教育があげられていることから、公立学校においても、更なる魅力づくりが求められています。△の不安を感じているケースも見受けられます。

アンケート調査では、「教職員が教育の専門家として専門性を身に付ける取組」「教職員が子どもと向き合う時間の確保の取組」などのニーズが高くなっていることから、教職員の実践的指導力の向上とともに、教職員が子どもと向き合う時間が確保できるよう環境の整備を行い、公立学校が子どもや保護者、地域にとって魅力あるものとなる取組を進めます。

子どもたちが安心して学校生活を送るためには、安全で質の高い学習環境の整備が重要です。そのため、学校園施設の建替えや大規模改修を計画的に進めるとともに、ICT環境の整備など、質の高い学習環境の整備に取り組みます。

また、家庭環境等の要因により就学が困難な子どもたちに対して、教育の機会を確保するための就学支援等に取り組みます。

平成27年4月から開始した「子ども・子育て支援新制度」のもと市内に開園された認定こども園を含め、幼稚園、保育所と小学校との連携、小学校と中学校との連携を強化し、子どもたちの心身の調和のとれた発達や生活・学びの連続性を重視した教育を推進します。

加えて学校園は、自校の教育活動について組織としての目標をもって取り組み、積極的に情報を公開するなどのマネジメント力の向上を図ることで、開かれた学校園づくりを進め、学校園と家庭、地域との信頼関係を築きます。

本市では、自治会や老人会、子ども会、コミュニティ・スクールなどの数々の活動団体によるコミュニティ組織が中心となって地域の活動を行っています。アンケート調査では、小・中学生ともに地域の大人に「自分たちの安全を見守ってほしい」が最も高くなっています。

子どもたちの社会性を育むために、子どもたちが地域の人とふれあう場や事業の充実に取り組むとともに、家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して家庭の教育力を高め、社会全体で子どもたちを育てる活動を支援します。

<基本施策>

- (1) 教職員の資質向上の推進
- (2) 質の高い教育環境の推進
- (3) 学校園・家庭・地域の連携による支援

重点目標4 読書のまちづくりの推進

近年、子どもたちの読書離れ、活字離れが進行し、子どもたちの健やかな成長にも影響を与えていることが指摘されています。

読書は、知らないことが分かり知識が増えることや他者を思いやり共感する気持ちや感受性が育つことなど、その良さは誰もが認めるところです。そこで、本市においては、平成20年度から3年間、保護者・市民の参画と協働による「子ども読書のまちづくり推進事業」に取り組み、読書の大好きな子ども「ブックワーム芦屋っ子」の育成に取り組んできました。努めてきました。

読書は、知らないことが分かり知識が増えること、また他者を思いやり共感する気持ちや感受性が育つなど、その良さは誰もが認めるところです。

そしてその後も、読書の取組を本市における学校教育の重点施策に位置付け、学校図書館の図書電算化や「子どもに読ませたい図書リスト400選」の一部改訂等に取り組み、子どもたちの豊かな心の醸成を育成するとともに、本を活用して学習や実生活に役立てていくなど、子どもたちの読書活動の充実に取り組んできました。るといふ観点からも「子どもの読書の街づくり推進事業」の充実に取り組み、自ら本を手に取り、本が好きな子どもを育てます。

その結果、子どもたちの読書冊数は小・中学校ともに年々増加しています。しかしながら、アンケート調査からは、「読書が好き」「学校以外で本を読む」という子どもは、中学生ではその割合は低くなっており、また、本をよく読む子どもとほとんど読まない子どもとが二極化している傾向が見られます。小学生に比べ、中学生の方が学校以外で本を読まない割合が高い結果となっています。こうした状況に対応するためにも、今後、子どもたちの読書活動を推進していくに当たっては、これまでの学校園の取組に加えて、するためにも家庭と連携し、大人自らたちが本に親しむことで“本を読む楽しさ”を子どもたちに伝えていくことが大切です。さを認識することが重要です。そこで、更なる「ブックワーム芦屋っ子」の育成を目指して、家庭、地域との連携を強化し、家読（うちどく）の啓発や、図書ボランティア等との協働などを更に進めてまいります。

また、学校においては、本を数多く読むだけでなく、各教科等の授業で計画的に利用して、児童生徒が目的を持って調べたり、調べた結果を適切にまとめて発信したりするなど、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させていくことが重要となります。あわせて、学校図書館の機能を強化するとともに、学校図書館が情報センター的な役割を果たせるよう環境整備に取り組まなければなりません。そして、学校図書館と公立図書館との交流・連携を一層深めていくなど、子どもの読書活動を支援する体制整備を進めていく必要があります。推進します。

読書の街づくりを通して、子どもたちだけでなく、誰もが、いつでも読書に親しみ、心豊かに暮らすことができるよう、公立図書館においては、その利便性の向上を図り、全ての市民がの機能強化を図り、またそれを活用することで、市民一人一人の学習内容を深め、生涯にわたって読書に親しむことができる環境づくりを目指した機能強化が求められます。を整備します。

こうした取組を総合的に実施していくことで、読書のまちづくりを推進していきます。

<基本施策>

- (1) ブックワーム芦屋っ子の育成
- (2) 生涯にわたって読書に親しむ環境の整備

重点目標5 多様な学びのできる生涯学習社会の構築

アンケート調査から、仕事や家事、学業のほかに、学んだり活動したいこととして、「文化・芸術活動」「教養を高めること」「日常生活・家庭生活に役立つもの」についてニーズが高くなっています。

第2次芦屋市生涯学習推進基本構想の基本的目標である「いつでも、どこでも、だれでもが学習すること」を目的として、多様化する学習ニーズに対応し、学習者にとって利用しやすい学習機会を拡充するためには、全ての市民が活用できる情報発信や講座開設などのソフト面と、関連施設（ハード面）をとともに充実させる必要があります。

文部科学省が設置する中央教育審議会からの「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」では、各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の教育力の向上に貢献するといった「知の循環型社会」を構築することは、持続可能な社会の基盤となるものと考えられています。地域全体の持続的な教育力の向上に向け、市民の様々な生涯学習活動を支援し、各個人の学習成果を地域における活動推進や課題解決に生かす仕組みづくりを行います。

また、近年、スポーツへの期待が高まっており、国では、社会の現状や環境の変化を踏まえスポーツ界における新たな課題に対応するため、「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正され、平成23年8月には新たに「スポーツ基本法」が施行されました。

この「スポーツ基本法」では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、スポーツが、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進等に寄与するとともに、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値があることがうたわれています。

これらの趣旨を踏まえ、本市では平成26年3月に策定した「芦屋市スポーツ推進実施計画《前期》」に基づき、全ての市民、スポーツ団体、学校・大学、行政等が参画し、支え、連携・協働を推進し、「あしやスポーツ文化」を創造することを目指します。

<基本施策>

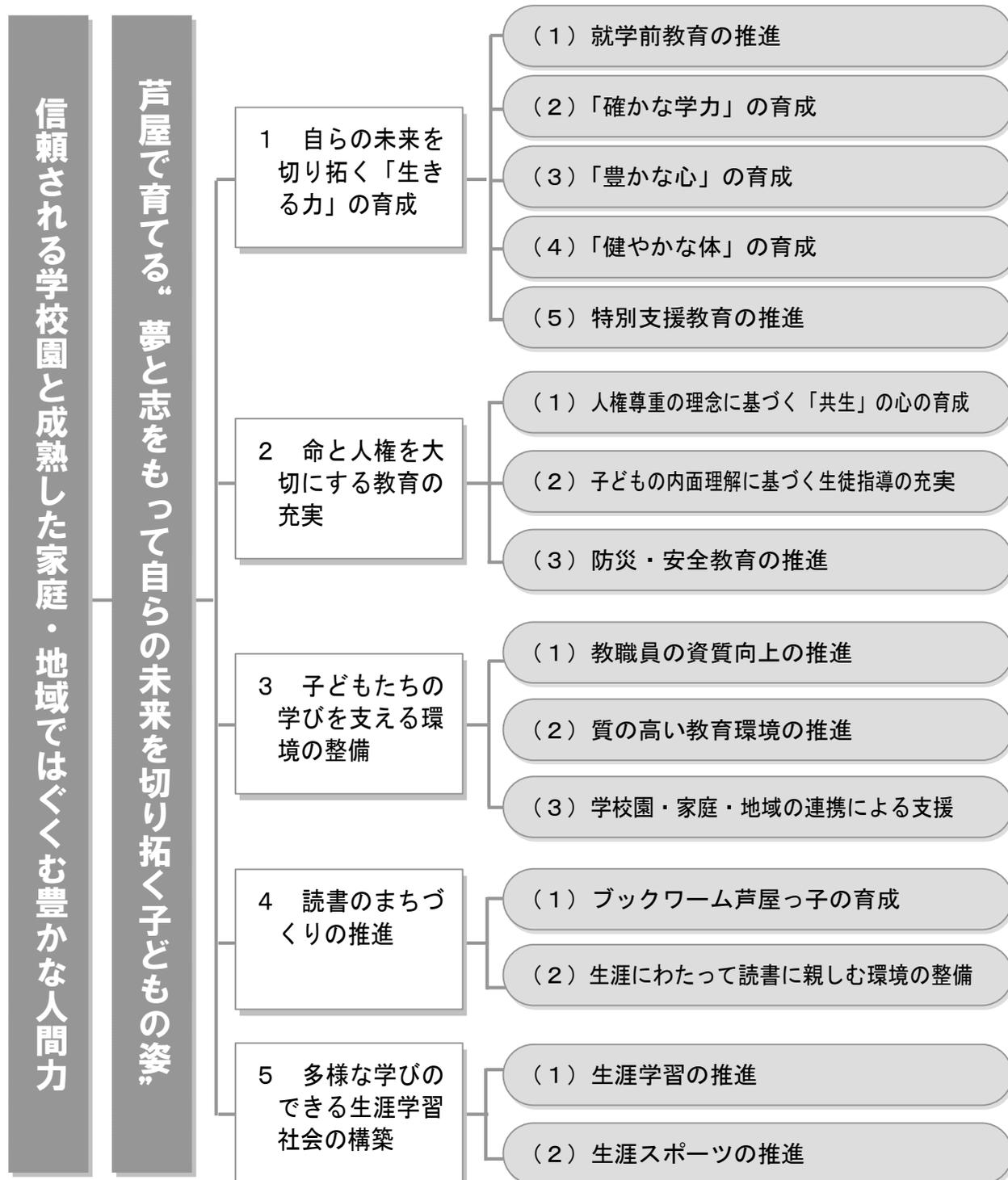
- (1) 生涯学習の推進
- (2) 生涯スポーツの推進

4 教育施策の体系

【めざす芦屋の教育】 【めざす子ども像】

【重点目標】

【基本施策】





第4章

今後5年間に取り組むべき施策と目標

重点目標1 自らの未来を切り拓く「生きる力」の育成

基本施策（1）就学前教育の推進

幼児期における教育は、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。子どもたちの豊かな心や、物事に自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的な生活習慣等を育成することが必要です。

このため、**芦屋市では質の高い教育・保育を目指し、本市の標準的なカリキュラムとして「芦屋市就学前カリキュラム」を作成しました。**これに基づき就学前施設では、子どもの心身の調和のとれた発達を支え、幼児一人一人を大切に、友だちと共に育ち合う教育・保育の充実に努めます。

また、~~就学前施設と小学校との連携の推進、家庭・地域との連携による子育て支援や保護者支援の取組を進めていきます。~~

施策の方向

①「生きる力」の基礎を培う就学前教育の推進

様々な体験を積み重ね、環境を通して行う教育の充実のため、遊びを通じた学びについて研究・実践し、**を進め**小学校の学習につなげます。

No.	主な取組
1	就学前施設間の連携を深め、幼児教育に関する研究会を継続して実施します。 【指標1】
2	芦屋市就学前カリキュラムに基づき、自然環境等を生かし、様々な体験ができるよう教育・保育内容の充実に努めます。 幼児期と児童期の学びをつなぐ接続期カリキュラムを作成し活用します。

施策の方向**②就学前教育に関する多様なニーズへの対応**

公立幼稚園の機能を生かした子育て支援について研究し、実施します。

No.	主な取組
1	公立幼稚園全園での預かり保育を継続して実施します。
2	未就園児交流会や園庭開放など公立幼稚園の地域への開放を更に進めます。【指標2】

基本施策（２）「確かな学力」の育成

基礎的・基本的な知識・技能の習得を徹底し、身に付いた知識・技能を活用して、問題解決へ導くための「確かな学力」の育成を目指します。また、授業内容や指導方法を工夫するとともに、情報教育やキャリア教育など今日的教育課題に対応した教育の推進を目指します。

さらに、グローバル化が進行する社会において、子どもたちが、将来、国際社会で生きていくことができるよう、異文化を理解する資質や能力、語学力やコミュニケーション能力を育むとともに、主体性、チャレンジ精神、リーダーシップ、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティなどを培う取組を進めます。

また、子どもたちが夢や目標をもち、その実現に向かって進んでいく力（キャリアプランニング能力）をはじめ、自己理解・自己管理能力など社会的自立に必要な能力の育成に向けて取り組めます。

施策の方向

①考える力や創造性を伸ばす教育の推進

児童生徒の考える力や創造性を伸ばす教育を推進するために、算数・数学の学習指導員（チューター）、小学校の理科推進員を配置するとともに、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、学力向上に向けた取組を進めます。

No.	主な取組
1	全国学力・学習状況調査の結果を分析し、課題解決に向けた取組を進め、児童生徒の向上パワーアッププラン、学力向上研究支援プランを継続して実施し、学力の一層の向上を図り、さらなる充実を目指します。
2	算数・数学の学習指導員（チューター）、小学校の理科推進員、教育ボランティア等の指導補助員を継続して配置し、個に応じた指導の徹底を図ります。【指標3】
3	言語活動を効果的に取り入れるなど、の充実と課題発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング）の実践研究に取り組み、取組を推進し授業改善を進めます。
4	全国学力・学習状況調査の結果を分析し、課題解決に向けた取組を進めます。

施策の方向

②情報社会の進展に伴う教育の推進

教育の情報化に対応して、ICT機器を適切に操作する力や、情報を正しく選択し活用する力を育てます。また、ICT機器の活用を通して、新しい時代に求められる能力の育成に努めます。

No.	主な取組
1	タブレット端末等ICT機器を計画的に導入し、ICT環境を整備するとともに、アクティブ・ラーニングに取り組む中でツールとしての効果的な活用について研究します。
2	ICT機器等の操作力を高める指導の充実を図り、主体的に情報を収集・比較・選択し、効果的に表現する力を育成します。
3	ネットワークシステム等を利用する際のルールなど、情報社会を生きる上でのモラルの育成に努めます。
4	子どもたちが主体的に情報モラル等について話し合い、その成果を発信する取組を大学と連携して進めます。

施策の方向

③グローバル化に対応した教育の推進

外国語教育を通じてコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解を深め、将来、世界にはばたくための資質や能力を育みます。また、小学校の外国語の教科化に向けた指導体制の整備を進めます。

No.	主な取組
1	外国や外国人との交流、外国語指導講師の配置や姉妹都市との交流等を進めることなどにより、児童生徒の異文化に対する関心・外国語学習への意欲を高め、国際社会への視野を拡げます。
2	全ての小学校教職員が外国語指導を円滑に行えるよう、必要な研修を計画的に実施します。
3	小学校外国語活動の指導の充実を目指して、専門性の高い外国語講師を配置するとともに、中学校との滑らかな接続を目指したカリキュラムの研究・開発を行い、実践します。小中学校が合同で外国語指導の研究を進めます。【指標4】
4	中学校では、新学習システム等を活用し、生徒の理解に応じて、英語の授業を英語で指導する研究を行い実践します。
5-2	外国人児童生徒等に対する適切な指導、への支援を進め、の充実を図り、国や文化の懸け橋となる素養の伸長を図ります。をもった児童生徒を育みます。【指標5】

No.	主な取組
6	外国語によるスピーチコンテストの実施等，外国にルーツのある児童生徒と他の児童とが相互に学び合い，高め合える機会を増やします。【指標6】
7	中学生や英語科教職員の英語検定等の資格取得を奨励します。

施策の方向

④自立を目指したキャリア教育の推進

子どもたちが将来，社会的・職業的に自立し，社会の中で自分の役割を果たしながら，自分らしい生き方を実現するための力を育みます。小学校から発達段階に則し，夢や希望をもって将来の自己実現を目指すキャリア教育を充実します。

No.	主な取組
1	将来への夢や希望を育む指導や，望ましい勤労観や職業観など，社会的自立のために必要な資質や能力を育成する指導の充実を図ります。【指標7】
2	地域人材の活用等も含めて，児童生徒が自らの生き方について考える機会を計画的に設けます。小中学校でのキャリア教育の研究実践を推進します。
3-1	進路指導の充実に向けて，をめざした中学生用進路指導資料「進路の学習」(中学生)の改訂を行い，有効に活用します。

基本施策（3）「豊かな心」の育成

子どもたちに、美しいものや自然に感動する感性、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、家族を大切にする心、集団における役割と責任、規範意識、公共の精神など、人間形成の基盤となる豊かな情操と道徳性を培い、これらに基づいて主体的に判断し、適切に行動する力を育成することが重要です。

このため、保護者・地域との連携の中で、人や自然と直接関わる体験活動を通じて、他者をいたわる気持ちをはじめとする豊かな情操や、規範意識・社会性の育成を目指します。

施策の方向

①道徳性を育む教育の推進

教育活動全体を通じて道徳性を養うとともに、道徳の時間における指導の充実を図ります。

No.	主な取組
1	道徳の指導の充実を目指して、教科化に向けた、子どもたちが主体的、協働的に学ぶための指導法の研究と実践に取り組みます。
2	多様な人々と交流する体験や課題解決の学習等を通じて、共生社会に生きる上で必要な公徳心や価値判断能力を育みます。外国への理解とともに、日本の文化や伝統を理解し尊重する心や態度を育みます。
3	小・中学校が連携して道徳教育を推進するために、道徳の時間の相互授業参観、合同研修を実施します。【指標8】

施策の方向

②豊かな情操を育む体験活動の推進

体験活動等を通して、他者と協働して自ら考え主体的に行動する実践力を育みます。

No.	主な取組
1	環境体験、自然学校を継続して実施することにより、しませ自然の中で心身ともに調和のとれた児童の育成を図ります。
2	地域の中での様々な体験活動を通して「生きる力」を育成するトライやる・ウィークを継続して実施します。
3	芦屋市造形教育展、自由研究教育活動展を継続して実施し、子どもたちの学習成果を発信します。

No.	主な取組
4	子どもたちが相互に交流しあう機会として、なかよしフェスティバル、中学校総合文化祭を継続して実施します。

基本施策（４）「健やかな体」の育成

子どもたちの心身の調和のとれた発達を図るため、生涯を通じてスポーツに親しみ継続的に運動ができる資質や能力を育成することが重要です。

このため、自らの健康や体力に関心を持ち、進んで健康維持と体力向上に努める子どもを育てます。

施策の方向

①体力向上の取組の推進

子どもたちの体力等の状況を把握し、体育・健康に関する指導の改善・充実を図ります。

No.	主な取組
1	学校園における全国体力・運動能力調査の結果を分析し、子どもの体力向上に向けた指導の改善と実践に取り組みます。指導の充実を図ります。【指標9】
2	学校間のスポーツ交流会の開催などを通して、子どもが体を動かすことの楽しさを感じる機会を増やします。
3-2	家庭や地域で取り組む子どもの健康・体力づくりについて、啓発・発信します。 就学前施設・小学校・中学校での継続した体力向上に向けた研究と実践に取り組みます。

施策の方向

②健康教育及び食育の推進

望ましい食習慣の形成を図る食育、心身の健康課題に適切に対応する健康教育に取り組みます。

No.	主な取組
1	山手中学校、精道中学校の学校給食実施に向けた準備を計画的に進めます。
2	本市の「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、食物アレルギー対応の研修会を継続して実施します。
3	食に関する正しい知識と望ましい生活習慣を身に付けることができるよう、食育、健康教育の授業研究を実施します。
4	薬物乱用防止の徹底を図る取組を進めます。

基本施策（５）特別支援教育の推進

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の理念に基づき、障がいのある子どもとない子どもが、可能な限り同じ場で学ぶことを追求しながら、特別な支援が必要な子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために必要な力を培うことが重要です。

このため、教職員の専門性を高める研修機会の充実を図り、早期から一貫して、支援の必要な子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育を目指します。

施策の方向

①多様な教育的ニーズに対応した指導の充実

特別な支援が必要な子どもたちの発達段階や特性、教育的ニーズを十分に把握し、個別の指導計画等に基づいた指導を進めるとともに、合理的配慮の在り方についての研究を進めます。

No.	主な取組
1	個別の指導計画や支援計画の作成と活用の促進を図ります。
2	加配教員や専門家等による巡回指導の充実を図ります。
3	ユニバーサルデザインの授業研究や教材開発を進めます。

施策の方向

②相談・支援体制の充実

特別支援教育コーディネーターを中心とした学校園内の相談支援体制を充実させるとともに、芦屋市特別支援教育センターを核としたネットワークによる支援体制の強化を図ります。

No.	主な取組
1	学校園の相談窓口となる特別支援教育コーディネーターの養成を進めます。
2	特別な支援が必要な子どもが個別のニーズに応じた教育を受けられるよう、教職員の障がいの種別に応じた教職員の専門性の向上と研修の充実を図ります。【指標 10】
3	加配教員や支援員等の効果的な配置を進めます。
4	特別支援学校を含め、学校園間の連携の強化を図ります。

重点目標2 命と人権を大切にす教育の充実

基本施策（1）人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成

人権教育の推進に当たっては、自分の人権を守り、他者の人権をも守ろうとする意識・意欲・態度を育てることが大切です。

人権に関する知的理解だけでなく、人権が大切にされている状態を望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている時は許せないことと感じる人権感覚を育てることが特に重要です。

教職員自身の取組や姿勢を常に振り返りながら、あらゆる差別を許さない人権教育、命を大切にす教育の徹底を図ります。

施策の方向

①人権を大切にす教育の推進

子どもたちの学習の場である学校の中に人権尊重の理念を徹底し、学校の教育活動全体を通して人権教育を進めます。

また、市民と行政が協働して、誰もが等しく尊重される社会を目指す取組を進めます。

No.	主な取組
1	学校園の実態を踏まえ、子どもの発達段階に応じた人権教育を計画的に推進します。
2	人権研修会を計画的に開催し、教職員の人権意識の向上を図ります。
3	芦屋市人権教育推進協議会やPTA協議会の人権活動との連携及び活動支援を行います。 【指標11】

施策の方向

②「共生」の心を育む教育の推進

外国人や高齢者、障がいのある人など共に生きる様々な人々への理解を深め、助け合いながら生きていく心や態度を育みます。

No.	主な取組
1	共生社会の実現に向け、関係機関や地域と連携した取組を進めます。
2	外国人児童生徒や障がいのある児童生徒等と、共に学び合い、高め合う場や機会の充実を図ります。

基本施策（２）子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実

子どもの悩みや不安などを積極的に受け止め、学校園・保護者・地域・行政など関係機関が連携し、早期発見・早期対応に努めるなど適切に取り組むことが重要です。

子どもの表面に現れる行動の背景を探るなど、内面理解に基づく生徒指導の充実を図ります。

施策の方向

①いじめ等問題行動の防止の徹底

市学校全体の組織的な取組により、いじめ等の問題行動の未然防止に向けて取り組みます。

No.	主な取組
1	いじめ防止基本方針に基づき、アンケートによる情報収集や教育相談の充実等により、いじめ等の問題の早期発見・早期対応に努めます。
2	学校だけで解決が困難な生徒指導事案の対応を支援するため、専門家や関係機関との連携を強化し、学校の生徒指導を支援する体制整備を進めます。
3	子どもたち自身が、いじめ等の問題について考える機会を設けます。
4	スマートフォンやインターネット利用に係る弊害やトラブルを防止するために、子どもたちが情報を正しく選択し、活用していく力を身に付ける取組を推進します。

施策の方向

②不登校へのケアと支援の充実

不登校児童生徒の割合の減少に向け、不登校、不登校傾向の子どもへの支援の充実を図ります。

No.	主な取組
1	児童生徒の不登校の兆候を適切に捉え、初期対応の充実を図るなど、不登校の未然防止に努めます。【指標 12】 適応教室の機能やネットワークを充実させ、学校と連携した取組を進めます。
2	教職員のカウンセリングマインド向上に向けた研修の更なる充実を図ります。
3	保護者、関係機関との連携を強化するとともに、適応教室の機能の充実を図るなど、不登校児童生徒の学校復帰の取組を推進します。

基本施策（3）防災・安全教育の推進

阪神・淡路大震災から 20 年が経過し、改めて震災から得た教訓を風化させないよう語り継ぐとともに、自助・共助の精神を育成し、共有していくことを大切にしていきます。

また、避難訓練や交通安全教室等の体験を通して、子どもが自ら命を守り安全を確保することができる能力を培う取組を継続・充実していきます。

施策の方向

①語り継ぐ芦屋の防災教育の推進

子どもの発達段階に応じた防災に関する実践的な態度や能力の育成に努めます。

No.	主な取組
1	阪神・淡路大震災の経験を語り継ぐ取組を継続して実施します。
2	様々な場面設定での避難訓練や防災訓練を実施し、災害時に、自ら考え、判断し、行動する力を育成します。

施策の方向

②地域と連携した安全教育の推進

学校園と家庭や地域との連携を更に強め、子どもの安全確保及び安全・安心な学校園づくりを進めます。

No.	主な取組
1	子ども安全見守り活動の充実を努めます。
1-2	就学前施設・小学校・中学校の交通安全教室や自転車教室を継続して実施します。
2-3	CAP 講習会を継続して実施するなど、子ども自らが危険を回避する能力を身に付けるための指導を推進します。
3-4	芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の合同点検を地域とともに実施し、関係機関と連携して危険個所の点検・改善を進めます。定期的に通学路の安全点検を実施します。 【指標 13】

重点目標3 子どもたちの学びを支える環境の整備

基本施策（1）教職員の資質向上の推進

教職員には、子どもたち一人一人の個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、資質向上に努めることが求められています。

このため、授業力や多様な教育課題への対応力等、教職員の資質と実践的指導力の向上に取り組みます。

施策の方向 ①教職員のキャリアステージに応じた研修の充実

教職員の専門性や実践的指導力を向上させるための研修の充実に努めます。

No.	主な取組
1	一般・課題別研修講座，教師力向上支援講座，ICT活用研修講座などの各種研修の充実に図ります。
2	新任教職員並びに、経験年数5年までの教職員の研修講座の充実に図ります。 【指標 14】
3	教科等部会や研究部会の更なる活性化を図ります。
4	学校支援相談員による各校への巡回指導の充実に図り、指導力向上、学校支援に努めます。

施策の方向 ②教職員が子どもと向き合う時間の確保

教職員がゆとりをもって子どもたちに接することができるよう、業務改善に取り組みます。

No.	主な取組
1	校務支援システムを有効に活用し、校務の効率化を図ります。【指標 15】
2	外部人材の有効な活用について、研究を進めます。

基本施策（２）質の高い教育環境の整備

子どもたちの状況の変化や，保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で，地域に信頼される開かれた学校園づくりを進めることが重要です。

このため，就学前から中学校までの連携した取組をはじめ，学校からの積極的な情報発信を行うなど，地域と学校の一層の連携に取り組みます。

子どもたちが安心して学校生活を送るため，学校園施設の建替えや大規模改修を計画的に実施するとともに，ICT環境の整備など，質の高い学習環境の整備に取り組みます。

また，家庭環境等の要因により就園，就学が困難な子どもたちに対する支援に取り組みます。

施策の方向

①安全で快適な魅力ある学習環境の整備

学校園幼稚園や小・中学校の施設や教育備品の整備を通じて，安全で質の高い教育施設の整備に取り組みます。

No.	主な取組
1	老朽化した山手中学校，精道中学校，岩園幼稚園の建替えを実施します。
2	岩園小学校の増築及び浜風小学校の大規模改修を実施します。
3	タブレット端末等のICT機器を計画的に配置し，ICT環境を整備していきます。

施策の方向

②就学前施設，小学校，中学校の連携強化

全ての中学校区において，就学前施設，小学校，中学校の連携を推進し，充実に努めます。

No.	主な取組
1	就学前施設と小学校の子どもたちの交流を推進し，幼児期と児童期の学びをつなぐ接続期のカリキュラムを作成し活用します。
2	中学校合同授業研究会等の機会を捉えて，小中連携した教育を推進します。
3	幼・小・中の校種を越えた研究部会の活動を推進します。

施策の方向**③開かれた学校園づくりの推進**

保護者や地域の方々の参画と協働のもとで、特色ある学校園づくりを支援します。

No.	主な取組
1	各学校園におけるホームページの充実を図ります。
2	保護者、地域の方等の人材の積極的な活用を進めます。【指標 16】
3	学校評価の実施と公開を継続します。

施策の方向**④学びの機会を保障するための支援**

経済的な理由などにより就園、就学が困難な子どもたちに対して、学習の機会を保障するための支援を実施します。

No.	主な取組
1	就学援助費、幼稚園就園奨励費補助金、奨学金などの各種補助を継続して実施します。

基本施策（3）学校園・家庭・地域の連携による支援

家庭は教育の原点であり、子どもたちが、家族とのふれあいの中で人間関係の基礎を形成し、規則正しい生活習慣を身に付けることが重要です。

このため、親が親として成長するための学びの機会の提供や関係機関との連携により、地域が家庭を支える体制づくりなど、地域活動や家庭教育への支援に取り組みます。

施策の方向

①子どもの居場所づくりの推進

勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育つ居場所や環境づくりを推進します。

No.	主な取組
1	放課後や週末等に小学校施設等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちの安全・安心な活動拠点としての校庭開放、子ども教室、あしやキッズスクエアを開設します。【指標 17】
2	放課後の安心安全な居場所として、あしやキッズスクエアを全小学校で実施し、多彩なプログラムを提供します。

施策の方向

②地域と連携した青少年の健全育成

学校園、家庭、地域が連携して子どもたちの育成を支える活動を推進します。

No.	主な取組
1	小学校を核とした活発な地域交流により、地域全体で子どもたちの育成を支えられるよう、コミュニティ・スクールの活動支援を行います。
2	世代間交流や地域団体との交流を目的として、「昔あそび教室」等の事業を開催します。昔あそび教室の開催や青少年リーダーの登録・養成を行い、青少年の健全育成を進めます。
3	青少年リーダーの登録・養成や市の事業への青少年ボランティアの参画を進め、青少年の健全育成に努めます。【指標 18】
4	「芦屋市子ども会連合会」等の青少年団体の活動を支援します。
5	愛護委員による市内街頭巡視活動をはじめとした青少年の健全な育成環境の維持に努めます。
6	留守家庭児童会などの放課後児童健全育成事業の拡充を図ります。【指標 19】
7	子どもたちのさまざまな体験活動を進めるため、放課後の安心安全な居場所として、あしやキッズスクエアを全小学校で実施し、多彩なプログラムを提供します。【指標 20】

施策の方向

③地域による学校支援の推進

PTAや愛護委員会、小・中学校、幼稚園、保育所等と連携して、登下校の見守りやあいさつ活動を実施するほか、緑化・清掃・図書に関する環境整備や学習支援、読み聞かせなどの学校支援活動の推進を図ります。

No.	主な取組
1	PTAや地域を中心とした学校支援ボランティアグループ等に対し、活動がより円滑に行えるよう支援を行います。【指標 21】
2	青色回転灯付自動車による見守り巡回パトロールを継続して実施します。
3	地域と連携して、通学路の防犯カメラの設置や街灯のLED化を進めます。

施策の方向**④困難を有する子ども・若者の包括的な支援**

ひきこもり等社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者が、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう、関係機関やNPOなどの民間団体と連携・協力しながら支援します。

No.	主な取組
1	若者相談センター「アサガオ」を中心に、困難を有する子ども・若者への支援を図ります。 【指標 22】

施策の方向**⑤家庭・地域の教育力の向上**

地域における学習活動を活性化し、様々な課題等に対応するとともに、地域の教育力の向上を図ります。

No.	主な取組
1	メニューや講座内容に工夫・改善を加え、啓発活動としての生涯学習出前講座を拡充します。
2	ブックスタート事業において、親子向けの読み聞かせを実施します。
2	地域やおしゃべりほっとe-a-f-e事業をボランティアグループ等と連携して実施し、親の学びの場や子育てを通じた等についての異世代交流の場をの提供しますを行います。 【指標 23】
3	家庭の教育力を高めるための市民の学習ニーズ及び市の教育方針に基づき、講座・セミナー・音楽会等を開催し、その中で子育てセミナーを実施します。
4	コミュニケーション教室としてアサガオセミナーを実施します。
5	「中学校区青少年健全育成推進会議」を通じて、健全育成事業や研修会を実施します。

重点目標4 読書のまちづくりの推進

基本施策（1）ブックワーム芦屋っ子の育成

読書は、知らないことが分かり、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするなどその良さは誰もが認めるところです。子どもたちの豊かな心を育成するとともに、本を活用して実生活に役立terるという観点からも「子ども読書のまちづくり推進事業」の成果と課題を踏まえ、読書活動の充実を図り、自ら本を手に取り、本が好きな子どもを育てます。

施策の方向

①子どもの読書習慣の確立

家庭や学校での読み聞かせ、読書月間、朝読、家読（うちどく）等、様々な機会を通じて、読書習慣の確立を目指し、本が好きな子どもを育てます。

No.	主な取組
1	家庭内で本に親しむ機会を増やせるよう、「芦屋市ブックスタート事業」において、親子向けの読み聞かせを実施します。
2-1	「子どもに読ませたい図書リスト400選」「おはなしノート」「読書ノート」「読書スタンプリー」の更なる活用を図ります。
3	家読（うちどく）等の啓発・推進により、読書推進の取組を家庭、地域に広げます。
4-2	本を活用して情報収集、情報発信を行うなど、各教科等において児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実を図ります。子どもの読書冊数の増加に向けた取組の充実を進めます。
5	フォーラムや研究発表会等を開催し、学校園の読書推進の取組成果を広く発信します。
6-3	読み聞かせ等のボランティアを養成し、学校園と地域が連携した読書活動を実践します。

施策の方向

②学校図書館の利用促進

学校図書館の環境整備を促進し、児童生徒が読書に集中できるようにするとともに、学校図書館を利用した授業実践が行えるよう研修の充実を図ります。

No.	主な取組
1	学校図書館を「学習情報センター」として位置付け、学校図書館の環境整備を進めるとともに、学校図書館の蔵書の充実を図り、授業での活用を進めます。
2	司書教諭や司書補助員を継続して配置するとともに、司書教諭や学校図書館担当者等の資質向上のための研修の充実を図ります。
3	学校図書館のレファレンス機能を充実し、教職員・児童生徒に対して、学習に必要な資料や役立つ情報を積極的に提供し、児童生徒の学校図書館の利用を増やします。 【指標 24】
4	図書ボランティア等と連携し、子どもが行きたいと思う学校図書館の環境整備を進めます。

施策の方向

③公立図書館と連携した教育活動の推進

公立図書館事業への参加や団体貸出しの活用、合同研修会等を通して連携強化を進めます。

No.	主な取組
1	公立図書館司書と学校図書館関係者との合同研修会を拡充し、連携強化に努めます。
2	学校園への団体貸出し等の利用促進を図ります。

基本施策（２）生涯にわたって読書に親しむ環境の整備

読書のまちづくりを通して、子どもだけでなく、誰もがいつでも読書に親しみ、心豊かに暮らすことができるよう、公立図書館の機能強化を図ります。

また、それを活用することで、市民一人一人の学びを深め、生涯にわたって読書に親しむことができる環境を目指し、取組を進めます。

施策の方向

①読書活動を支える公立図書館の機能強化

公立図書館の利用を促進するため、図書等を収集・整理・保存し、利用者に貸出等のサービスを行い、利用者が情報収集する際の資料等の充実に努めるとともに、講演会やレクリエーションの場を提供するなど、社会教育施設としての機能強化を図ります。

No.	主な取組
1	市民が知識や教養を深めることができるよう、資料の充実に図り、調べ物や読書に関する相談サポート体制を強化します。
2	子どもたちが本に親しみ、楽しい読書体験ができるよう、児童図書の充実に図ります。【指標 25】
3	読書講演会、ライブラリーコンサート、子どもや大人向けのおはなし会等の行事や関連図書の展示など、本と人を結び付ける図書館行事を実施します。【指標 26】
4	図書館施設等の大規模改修を実施し、市民が利用しやすい環境整備を図ります。
5	公民館図書室では引き続き充実させ、公立図書館との連携を図り、図書の貸出しや新刊図書の案内を行うなど、引き続き市民サービスの向上に努めます。図書を貸出します。

重点目標5 多様な学びのできる生涯学習社会の構築

基本施策（1）生涯学習の推進

人が様々なライフステージにおいて学びの機会を得られることは、感動や生きる喜びをもたらす、豊かな心を育むものです。それらへのひとつの資源として、芦屋の歴史、芸術文化などを伝え、次世代への継承を図ります。

また、学びの中で自ら課題を見つけて、考える力や柔軟な思考力を養い、習得した知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力を備えることは、「生きる力」を育むことに繋がります。これらへの取組として、質の高い学びの機会や、学習成果を地域に還元していく機会を提供し、「知の循環型社会」を目指した仕組みづくりを進めます。

施策の方向

①生涯学習の機会の充実

市民の生涯学習は、複雑化する現代を反映して学習ニーズの多様化や高度化が顕著になっています。学習者の要求課題や必要課題、地域課題、現代的課題等に対応した支援ができるように、市内の社会教育施設で、様々な生涯学習の場を提供します。

No.	主な取組
1	公立図書館施設等の整備・拡充を図ります。
1	芦屋の歴史を知り、郷土への愛着を深められるよう、景観、歴史的建造物及び史跡等への理解の促進を図ります。【指標27】
2	美術博物館がより市民に親しまれるよう、美術作家による講座や音楽家等と協力したコンサートや朗読劇を行うなど、事業の美術博物館で実施する講座等の充実を図ります。
3	美術博物館と幼・小・中学校とが連携した美術レクチャー、造形教室、ワークショップ等、活動の充実と利用促進を図ります。【指標28】
4	社会教育活動を活発にするため、社会教育関係団体の活動が芦屋の市民文化を支える核となるよう活躍の機会を提供し、情報交流や発信など社会教育関係団体の活動を支援します。

No.	主な取組
5	様々な学習を行う市民グループ等に対し、更なる学習の意欲を引き出すために対し、日頃の学習成果を発表する機会を提供し、さらなる学習の意欲を引き出します。
6	音楽コンサート、落語、映画等の芸術を鑑賞する機会を提供するなど、市民センターにおける文化振興事業の充実を図ります。
7	市民の学習ニーズや現代の教育課題に応じた講座・セミナー・音楽会等を開催します。
8	高齢者の学習機会の整備と社会的活動への参加促進を図るため、60歳以上の市民を対象とした芦屋川カレッジやカレッジ大学院などを引き続き実施します。高齢者大学を開催しません。
9	市民の文化意識の向上を図るため、常設展示事業・公民館ギャラリーを開設します。

施策の方向

②指導者の養成・育成

社会教育活動において、自らリーダーとなって活躍できる専門性の高いボランティアを養成するため、研修会や講習会を実施するとともに、学んだ方が活躍できる機会の提供を図ります。

No.	主な取組
1	市民版出前講座などの仕組みづくりを行い、市民協働による事業及び施設運営の充実を図ります。【指標 29】
2	市民の力で芦屋の歴史を守り、継承されるよう、文化財の保護や啓発活動で活躍できる文化財ボランティアの養成を行います。【指標 30】

施策の方向

③学習情報の集積・発信

市民の誰もがどこでも学習情報を入手できるよう、広報紙のほか、インターネットなど多様な媒体により、わかりやすく提供します。

No.	主な取組
1	学びたいときに、学びたい内容についての情報が入手できるよう、学習情報として「出前講座」及び「公民館講座」の内容及び周知方法の充実を図ります。
2	文化財の周知・啓発等の広報活動の充実を図ります。
3	様々な団体が連携して活動ができるよう、社会教育関係団体間の情報交流・発信を支援します。
4	芦屋の魅力を知り、誇りが持てるよう、芦屋ゆかりの文化・芸術への理解を深める事業の充実を図ります。
5	公民館や公立図書館等では、学習相談を実施し、学習情報の提供を行います。

基本施策（２）生涯スポーツの推進

本市ではこれまで、平成 15 年 3 月に策定した「芦屋市スポーツ振興基本計画」（旧計画）に基づき、「スポーツ・フォー・エブリワン」を掲げ、市民一人一人誰もが、いつでも、どこでも、気軽に運動・スポーツを継続して実施できるよう「生涯スポーツ社会」の実現に向けたスポーツ環境づくりに取り組んできました。

平成 26 年度からは「芦屋市スポーツ推進実施計画」（現計画）により、「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツの推進」を基本理念として、全ての市民、スポーツ団体、学校・大学、行政等の参画と協働による、「あしやスポーツ文化」を推進しています。

誰もがスポーツへの関わりを通して、楽しみながら、健康で豊かな生活を送ることができる、スポーツ環境の基盤整備を目指し、取組を進めます。

施策の方向

①ライフステージに応じたスポーツの推進

市民一人一人 ~~幼児・青少年・成人・高齢者のそれぞれの~~ ライフステージに応じた ~~スポーツ活動~~ 実施者を支援するとともに、障がいのある方の実践者を支援します。また、競技スポーツとしてのアスリートを支援します。

No.	主な取組
1-2	すべての市民が健康でスポーツを楽しめるよう、ライフステージに応じた市民啓発事業を実施します。【指標 31】
2-4	スポーツの多様な種目を知ること、市民が自分に合ったスポーツを見つけ、日々の生活の中に取り入れられるよう、ニュースポーツや競技スポーツを普及、推進します啓発を図ります。【指標 32】

施策の方向

②スポーツ文化の推進

スポーツの意義や価値観が広く市民に共有されることを目的に、文化面からスポーツを捉えた事業の推進を図ります。

No.	主な取組
1	スポーツが身近なものに感じられるよう、スポーツにちなんだ絵画展やポスター展等を開催します。
2	スポーツ選手や指導者だけでなく、ボランティアやスポーツに関して尽力された功労者などの功績も称え、表彰を行います。

施策の方向**③ ささえるスポーツの推進**

継続的なスポーツ実践者の増大を図るために、質の高い指導者を養成するとともに、スポーツボランティアを育成します。

No.	主な取組
1	スポーツが日常生活の中に取り入れられ、継続的にスポーツをする人を増やす実践者の増大を図るため、質の高い指導者の養成に努めます。
2	スポーツイベント等の運営を支えるボランティアを育成するための研修会を開催します。

施策の方向**④ スポーツ団体、学校・大学、行政等における連携・協働の推進**

スポーツ団体間の連携や交流事業の支援を行い、近隣の教育機関と連携し、総合的・効果的なスポーツ推進施策を進めます。

No.	主な取組
1	スポーツ団体及び兵庫県独自の総合型地域スポーツクラブである「スポーツクラブ21」及び、スポーツ団体等の育成、支援を行います。